

令和5年4月1日以後に起業されたかた用

蓮田市起業家支援事業補助金のご案内

～あなたの起業・創業を応援します～



蓮田市マスコットキャラクター「はすびい」

蓮田市役所 環境経済部 商工課 商工観光担当

住 所 蓮田市大字黒浜2799番地1
電 話 048 (768) 3111 内線 237
F A X 048 (765) 1700
メー ル shoukou@city.hasuda.lg.jp

令和5年4月

起業家支援事業補助金交付制度について

起業家支援事業補助金交付制度は、市内産業の振興及び活性化を図るため、市内で新たに起業した方に対し、その起業に要する費用の一部を補助する制度です。

新たに事業を始められた方は、ぜひこの制度をご活用ください。

補助を受けられるのはどんな人？

市内で起業した方で、申請時に起業の日から起算して1年6か月を経過しない方で、次のいずれにも該当する方。

1. 市内に事業所等（事務所・店舗・工場等）を設置し、又は設置しようとする者。
2. 市内において事業計画を有する者。
3. 個人事業者にあつては市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に登録されている者。
4. 市町村税を完納している者。
5. 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けている者。
6. 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者。
7. 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種）のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営んでいる者。
8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれのある事業を営んでいない者。
9. フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う事業を営んでいない者。



どんな経費が補助されるの？

経費の区分	経費の内容	補助率
設備費	事業所等の運営に係る設備等の導入・改修に要する費用	補助対象経費の 1 / 2以内
備品購入費	事業実施に必要な一般的な機械器具の購入に要する費用 (消耗品費は除く)	
広告宣伝費	広告、チラシ等の製作費用及び配布に要する費用	
登記費	個人事業者にあつては商号登記に要する費用 法人にあつては設立登記に要する費用	
賃借料	事業所等の賃借料(駐車場は除く)	

ただし、国、県等の公的機関から起業に関連する補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から除きます。

いくら補助されるの？

上記表の補助率により算出した額で、**上限30万円**(1,000円未満の端数があるときは切り捨て)。

どのように申請すればいいの？

補助金の交付を希望される方は、次の必要書類を添えて、蓮田市役所商工課へ申請を行ってください。

【申請に必要な書類】

1. 様式第1号 蓮田市起業家支援事業補助金交付申請書(市商工課窓口又は市ホームページから取得できます)
2. 様式第2号 誓約書兼同意書(市商工課窓口又は市ホームページから取得できます)
3. 事業概要書(様式は任意。市ホームページに参考例があります。)
4. 経費明細書(様式は任意)
5. 補助対象経費に関わる領収書
6. 個人営業届出済証明書(個人事業の場合に限る。)
7. 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る。)
8. 完納証明書(法人にあつては、代表者が納期限が到来した市税等を完納していることが確認できる書類)
9. 産業競争力強化法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する書類
10. 個人事業者にあつては当該個人の住民票、法人にあつては当該法人の登記事項証明書
11. その他市長が必要と認める書類

制度についての Q&A

Q1 起業の定義を教えてください。

A1 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいいます。

Q2 補助金の交付申請は起業していつまでにすればよいのですか？

A2 起業後1年6か月を経過しない日までに申請をしていただく必要があります。

Q3 起業する前に購入した備品を補助対象経費に含めることは可能ですか？また、中古で購入したのも補助対象経費となりますか？

A3 起業する前に購入した備品であっても、それが事業の用に供することが確認できれば補助対象経費に含めることは可能です。中古で購入したものについては補助対象経費とはなりません。

Q4 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者とはどのような者ですか？

A4 蓮田市商工会または公益財団法人埼玉県産業振興公社が行う「創業塾」、「創業セミナー」、「個別相談」において、1か月以上かつ4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明を蓮田市長から受けた者のことです。

Q5 すでに事業を営んでいる方が、他の事業(業種)を市内で開始する場合は、補助の対象になりますか？

A5 Q1のとおり事業を営んでいない個人が新たに事業を開始するか、新たに法人を設立し、事業を開始することが起業の定義であるため、今回の場合は対象外となります。

Q6 補助金を前払いしてもらうことはできますか？

A6 実績に対して補助金の交付を行いますので、あらかじめ交付することはできません。